平成２２年（フ）第１４１号
長野市大字中御所174番地３
債務者　伊東　　仁
１　決定年月日時　平成22年６月15日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　倉﨑　哲矢
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月９日午前10時30分
５　免責意見申述期間　平成22年９月２日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２０１号
宮崎市生目台東５丁目１番地８
債務者　吉田　　潤（旧姓向畑）
１　決定年月日時　平成22年６月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　大迫　敏輝
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月７日午前10時30分
５　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１８８号
宮崎市佐土原町下那珂1924番地１
債務者　桑水流　優
１　決定年月日時　平成22年６月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　黒木　昭秀
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月14日午前10時
５　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第２２７号
埼玉県深谷市矢島686番地
債務者　茂木　浩之
１　決定年月日時　平成22年６月15日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　鈴木　紀久
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年10月１日午前11時
５　免責意見申述期間　平成22年９月17日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第１５３６号
札幌市北区新川３条１丁目２番５―103号
債務者　小貫　清隆
１　決定年月日時　平成22年６月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　下矢　洋貴
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月27日午前10時30分
５　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１０１号
宮崎県都城市志比田町832番地３
債務者　吉永　建志
１　決定年月日時　平成22年６月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　近藤　和弘
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月22日午前10時30分
５　免責意見申述期間　平成22年９月22日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２２年（フ）第１０９号
富山市婦中町速星1004番地３
債務者　髙井　義成
１　決定年月日時　平成22年６月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　杉木　正幹
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月27日午前11時
５　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
富山地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４３４７号
北海道千歳市住吉２丁目３番８号、申立時の住所北海道千歳市末広１丁目６番16号
債務者　内海麻衣子（旧姓鳩澤）
１　決定年月日時　平成22年６月15日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　新井田芳治
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年10月７日午前10時30分
５　免責意見申述期間　平成22年10月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１７１号
福井県勝山市昭和町３丁目２番38号
債務者　福嶋都紀子
１　決定年月日時　平成22年６月15日午前９時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　安藤　　健
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年10月19日午前10時30分
５　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで
福井地方裁判所民事部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第１２７号
北海道苫小牧市日の出町１丁目１番４―204号
債務者　下川部良子（旧姓和田）
１　決定年月日時　平成22年６月14日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２２年（フ）第２７５号
秋田市広面字小沼古川端426番地　アーバンティ小沼201
債務者　谷村　奈穂
１　決定年月日時　平成22年６月15日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３０号
福島県相馬郡新地町駒ケ嶺字島屋敷前18番地の５
債務者　遠藤　勝人
１　決定年月日時　平成22年６月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
福島地方裁判所相馬支部

平成２２年（フ）第３２号
福島県南相馬市原町区下渋佐字湊211番地の３
債務者　湊　　静子
１　決定年月日時　平成22年６月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
福島地方裁判所相馬支部

平成２２年（フ）第９８号
茨城県守谷市松ケ丘１丁目13番地８、申立時の住所茨城県守谷市松ケ丘５丁目36番地５
債務者　伊藤菜々子
１　決定年月日時　平成22年６月14日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２２年（フ）第１９３号
福井県丹生郡越前町六呂師第９号４番地１
債務者　河端　昌代
１　決定年月日時　平成22年６月15日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１９７号
福井市城東２丁目15番16号　信開ガーデンコート城東202号
債務者　坂野　明美
１　決定年月日時　平成22年６月15日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１９９号
福井市町屋２丁目９番21号　レジデンス佐野406号室
債務者　岡部　武夫
１　決定年月日時　平成22年６月15日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
福井地方裁判所民事部破産係